

【記入の前に必ずお読みください】

東京都に登録している氏名・住所に変更（修正）があった場合、受講申込みの前に東京都への登録事項の変更手続きが必要となります。

変更手続きに必要な書類は「登録事項変更届出書(第3号様式)」です。様式等は別紙「氏名・住所の変更について」に掲載する URL からダウンロードできます。

なお、変更手続き中のため、都の登録内容の変更手続き完了前に受講申込みをする場合は、財団に「再研修受講者氏名・住所変更(訂正)届(届出様式 再-1)」を提出していただく必要があります。

届出様式 再-1

東京都介護支援専門員 再研修受講者氏名・住所変更(訂正)届

平成 年 月 日

名 前 _____
登録番号 _____

氏名・住所の変更(訂正)について、下記のとおり届け出ます。

記

1 氏名の変更(訂正)

フリガナ 新・正	姓	名
フリガナ 旧・誤		

【添付資料】(氏名の変更事実が確認できる)戸籍抄本のコピー

2 住所の変更(訂正)

フリガナ 新・正	〒	電話番号 ()
フリガナ 旧・誤	〒	電話番号 ()

【添付資料】(住所の変更事実が確認できる)住民票のコピー

※事務局処理欄

受付日	確認日	備 考

氏名・住所の変更について

氏名・住所変更手続きについて 東京都(都庁)に手続きをする必要があります

- ① 【登録事項変更手続】 <送付先>東京都(都庁) <時期>変更後、速やかに

登録事項変更届出書
(第3号様式)

変更内容を記載する抄本・住民票(コピー不可)

- ② 【研修申込】 <送付先>財団 <時期>研修募集時期

再-1
変更届

変更内容を記載する抄本・住民票(コピー)

※ ①、②両方の手続きが必要となります。

介護支援専門員の登録事項に変更がある場合、介護保険法第69条の4では、「第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他厚生労働省令で定める事項(住所)に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」としています。

また当研修は、東京都に介護支援専門員として登録している方を対象にしており、受講にあたっては、東京都に登録している情報(氏名・住所)と研修受講申込書に記入した内容が一致する必要があります。

氏名・住所に変更(訂正)があり、東京都(都庁)への登録変更手続きがお済でない場合は、至急、変更の手続きを行ってください。

東京都への変更手続きについて

下記URLをご覧ください。東京都福祉保健局ホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/

<登録内容の変更に関する問い合わせ先>

東京都 福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

電話 03-5320-4279